

## 大阪市告示第292号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、慶沢園における使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年2月28日

大阪市長 横山 英幸

### 1 指定公金事務取扱者

（名 称） 日比谷アメニス・大阪造園土木・庭樹園特別共同企業体

代表者 株式会社日比谷アメニス大阪支店

支店長 堤 浩之

（所在地） 大阪市西区江戸堀1丁目8番14号

### 2 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年2月3日

### 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年2月3日

### 4 委託期間

令和7年2月3日から令和10年3月31日まで

（建設局東部方面管理事務所真田山公園事務所）